

経 済 産 業 省

20250205貿局第2号
輸出注意事項2025第3号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年2月10日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1の改正規定 令和7年2月18日
- 二 別紙2のうち、[付表1] 2-1-1（5）輸出令別表第2の解釈の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の上欄における「UV-328、メトキシクロル、デクロランプラス」に係る改正規定
令和7年2月18日
- 三 別紙2のうち、上記前号以外の改正規定 令和7年8月12日

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後			現 行		
別紙第1 1～4 （略）			別紙第1 1～4 （略）		
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」〔付表1〕の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））			5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」〔付表1〕の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(1)～(36) （略）	(略)	(略)	(1)～(36) （略）	(略)	(略)
<u>(37) 2- (2H-1, 2, 3-ベンゾ トリアゾール-2-イル) - 4, 6-ジ-ターシャリーペン チルフェノール (別名 UV- 328)</u>	<u>25973-55-1</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(38) 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2- ビス (メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロ ル)</u>	<u>72-43-5</u> <u>30667-99-3</u> <u>76733-77-2</u> <u>255065-25-9</u> <u>255065-26-0</u> <u>59424-81-6</u> <u>1348358-72-4</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(39) 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 1 3, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒ ドロ-</u>	<u>13560-89-9</u> <u>135821-74-8</u> <u>135821-03-3</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>1, 4:7, 10-ジメタノジベン ゾ[a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)</u>					
別紙第2 (略)			別紙第2 (略)		

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、[付表1]に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、[付表1]に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表			[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表		
輸出令 別表第2 の項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈	輸出令 別表第2 の項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromoビフェニ		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシ

		<u>与えるための調製添加剤</u> <u>③ 塗料及びワニス</u> <u>④ 接着剤、テープ及びシーリング</u> <u>用の充填料</u>					
		<u>デクロンプラスが使用されている</u> <u>以下の製品を含む。</u> <u>① 潤滑油</u> <u>② 樹脂に防炎性能を与えるための</u> <u>調製添加剤</u> <u>③ 電子機器及び電気機器の部品</u> <u>④ シリコーンゴム</u> <u>⑤ 接着剤及びテープ</u>			(新設)		
3 5 の 4 ～ 4 3	(略)	(略)		3 5 の 4 ～ 4 3	(略)	(略)	